

ID: 160

担当部署: 地域整備課

処分の概要	特別工業地区内の建築の許可		
例規名 根拠条項	大河原町特別工業地区建築条例 第2条ただし書		
例規番号	平成6年条例第7号		
【基準】			
第2条の規定による。 (特別工業地区内の建築制限等)			
第2条 特別工業地区内においては、法第48条第11項の規定によるほか、法別表第2(ぬ)項第2号、第3号及び第4号並びに別表に掲げる建築物を建築してはならない。ただし、町長が特別工業地区の利便を害するおそれがないと認め、又は公益上やむを得ないと認めて許可した場合においてはこの限りでない。			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和3年7月5日	最終変更年月日	年 月 日